

空き家に対する取組み について

行田市都市整備部開発指導課

空き家問題

人口減少、社会的ニーズの変化
等による空き家の増加

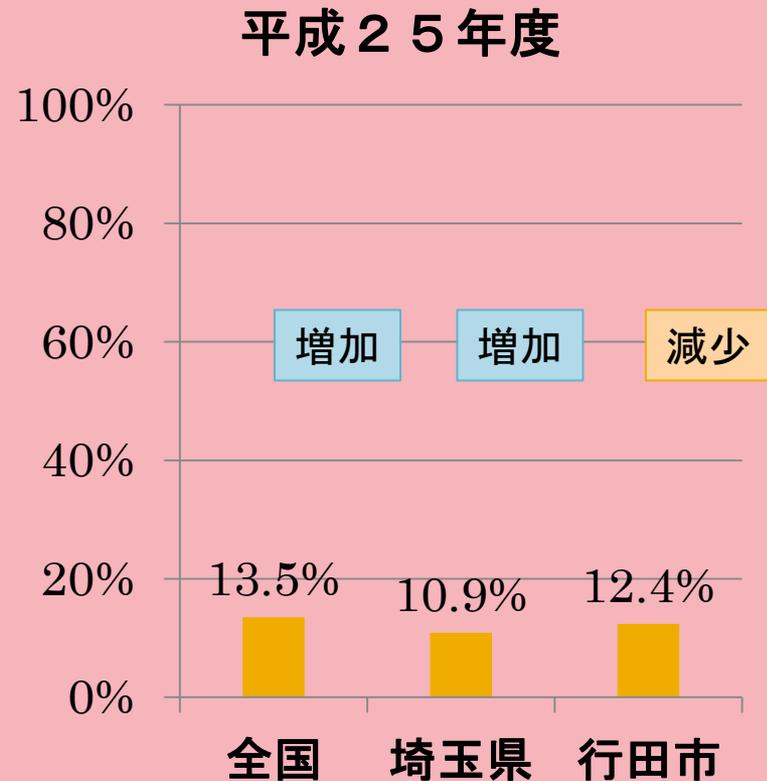
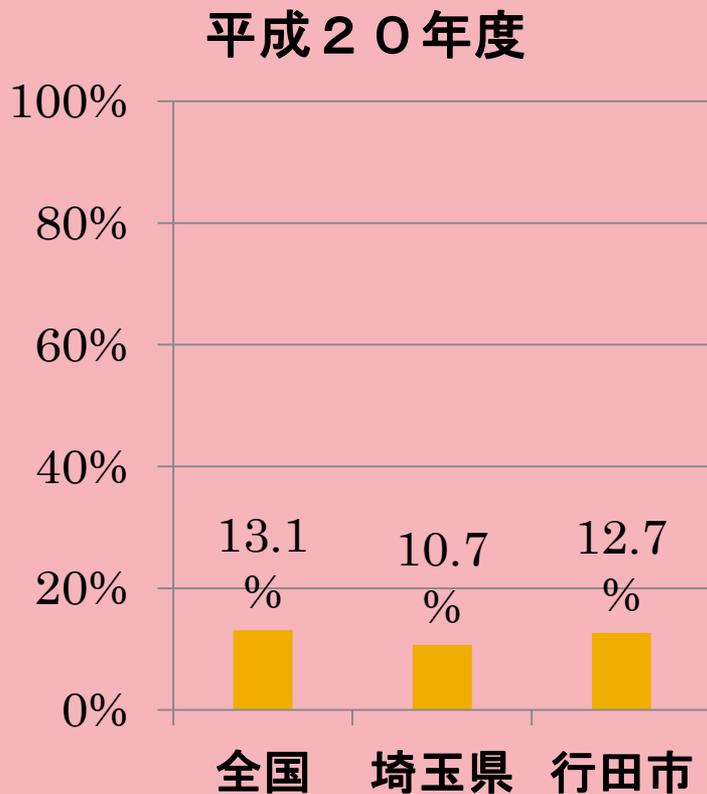
適正な管理の不足

問題発生

- ① 保安上の危険
- ② 衛生上の有害
- ③ 景観上の問題
- ④ 周辺への影響

空き家の現状

■空き家率（住宅・土地統計調査による推計値）



空き家対策①(調査・指導)

①老朽化した空き家に関する調査

地域防犯推進委員及び市職員による調査を実施

- ・ 調査期間・・・平成25年11月～平成26年7月
- ・ 調査結果・・・81棟の老朽空き家を把握

②老朽空き家の所有者調査

登記事項証明書に基づき調査を実施

- ・ 調査期間・・・平成26年7月～平成26年9月

③老朽空き家の適正管理指導

所有者に対して文書により空き家の適正管理を要請

- ・ 指導期間・・・平成26年10月～平成27年1月

空き家対策②(条例・協定)

①行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例

(平成26年6月27日施行)

②空き家情報の連絡に関する協定

(平成27年2月17日締結 自治会連合会)

③空き家の適正管理に関する協定

(平成27年2月17日締結 シルバー人材センター)

空き家対策③（法整備・空き家解体補助制度）

空家等対策の推進に関する特別措置法

完全施行（H27.5.26）

老朽空き家解体補助（H27.10.1）

問い合わせ先 開発指導課 建築指導担当 048-550-1551